

子どものために養育費は確保したい！

弁護士から教えて貰う

養育費確保のための 公正証書作成のメリット



参加無料

11.16 土
13:00~15:00

会場 こども若者総合相談支援センター（ココエール）
豊橋市松葉町三丁目1番地 こども未来館「ここにこ」の東隣

定員 30名（申込順）

託児 要予約（6ヶ月児～小学4年生）

申込期限 令和6年11月8日（金）

講師へ質問できる
時間もあります！

講師

藍法律事務所 弁護士
平野 由梨さん

名古屋市男女平等参画センター離婚セミナー、母子家庭自立支援相談関係者研修会、区役所職員向け研修の講師など、自治体等での講師としても活躍されています。



セミナーテーマ

離婚後の子どもの生活の安定と、健やかな成長のために養育費に関する取り決めはとても大切です。離婚をしたけれど、養育費の取り決めをしていなかった。離婚を考えているけれど、養育費や親子交流の取り決めはどうすればいいのだろう…と悩んでいる方へ。弁護士から、離婚時の公正証書の作り方や養育費確保のために必要なことを学びます。

離婚前相談会等のご案内

- ・母子父子自立支援員による離婚前相談会を奇数月の第3火曜日に行っています。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

QRコードから申込み、または電話・メールで以下の必要事項をご連絡ください。

- 参加者の氏名・フリガナ・年齢・住所・電話番号・メールアドレス・自身の状況（ひとり親or離婚前の親）・講師への事前質問
- 託児希望の場合はお子さまの氏名・フリガナ・年齢

豊橋市役所 子育て支援課

電話:0532-51-2321（平日 8:30~17:15）

e-mail:kosodate@city.toyohashi.lg.jp

お申込み
お問合せ

